

2歳児受入れ事業の保育料無償化について

令和8年9月より、全ての階層において保育料が無償となります。

- ・ 鶴岡市に住所を有し、保育の必要性がある方が対象となります。
- ・ 届出保育施設等利用認定申請が必要です（裏面①参照）。
- ・ 上限額まで無償となります。

2歳児受入れ事業は、幼稚園、認定こども園が子育て支援事業で実施する保育サービスです。3歳の誕生日を迎えて、1号認定（2号認定）の教育・保育認定利用を開始するまでの、園が定めた2歳児受け入れ事業の時間が対象（延長時間の定めがある場合の延長分は対象外）となります。

※ただし、既に一時預かり等を国の無償化の認定を受け、無償で利用している場合は、2歳児受け入れ事業の保育料は無償化を受けることはできません。

クラス年齢

保護者(父母)の
保育の必要性

無償化対象/対象外

2歳児

有

上限額まで
無償化

無

対象外 通常保育料

●保育の必要性について ※保育の必要性の確認資料などの詳細は、各認定申請書をご覧ください。

保護者（父母）それぞれ「就労」「就学」「求職」「疾病・障害」「出産」「介護」のいずれかの事由に該当する場合、保育の必要性があると認定されます。

保護者の状況に応じて認定の有効期間が定められており、有効期限がきれてしまうと、無償の対象外となりますので、更新を希望する場合は、必ず期限内に手続きが必要です。

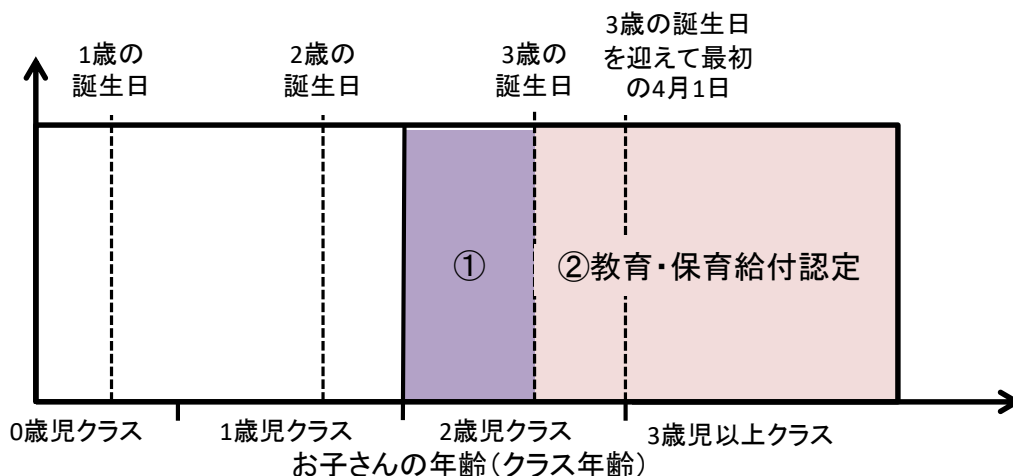
また、有効期限内で、保護者の状況等に変更があった場合（離職、離婚等）、手続きが必要となります。変更があった場合は速やかに、「認定変更申請書」に該当する資料を添付して、利用施設に提出します。なお、保護者の状況が変更となると、認定の有効期限も変更となる場合があります。

無償化事業の手続きや市事業と国事業の違いなど、詳しくは、裏面をご覧ください。

【お問合せ】 鶴岡市健康福祉部子育て推進課 8:30～17:15 ※月～金曜日（祝日除く）

☎（直通）0235-35-1291

①保育料無償化（市事業）と②国の幼児教育・保育の無償化（国事業）の手続き（認定）は異なりますので、ご注意ください。



①届出保育施設等利用認定による保育料無償化(鶴岡市事業)

- 「届出保育施設等利用認定」の申請を行い、認定を受けると、保育料は月額42,000円を上限に無償となります。

「届出保育施設等利用認定」の申請について

申請書を利用施設経由で、市子育て推進課へ提出します。

提出（申請）物

- 1 届出保育施設等利用認定申請書

※保護者が令和8年1月1日に鶴岡市以外に住所があった場合は、課税証明書(写)を添付

- 2 保育の必要性を確認するための添付書類（届出保育施設等利用認定申請書参照）

①認定申請

「届出保育施設等利用認定」を申請（原則、施設経由）。

③保育料の支払い

施設の請求に基づき、無償化後の保育料を納付（上限額よりもはみ出る場合）。

※市の認定や施設の徴収事務の関係で、一旦、保育料を施設に納付いただき、後日精算する場合があります。

保育料無償化後、在園や無償化を確認する書類の受け渡しを行う。

給食費等

※ 保育料以外の給食費等の実費負担分は軽減なりません。

無償化確認書

※ 無償化を受けたことを確認する書類。

②無償化の決定

認定または不認定通知を保護者と施設に通知。認定の場合、施設は、認定保護者へ無償化後の保育料を請求（上限額よりもはみ出る場合）。

②幼児教育・保育の無償化 3歳児から(国事業)

3歳の誕生日を迎え、幼稚園や認定こども園を利用する場合、1号認定の認定を受けることとなります。1号認定になると国の無償化を受け、園を利用することとなります。

認定手続きや保育料の無償化についての詳細は、鶴岡市の「入園のてびき」をご覧ください。